

第3次近江八幡市環境実施計画  
《 アクションプラン 》

～自然との共生、歴史と文化を次世代につなぐ～  
近江八幡市 持続可能な「水・緑・暮らし」



令和4年3月  
近江八幡市



## はじめに

近年、経済成長と技術革新により生活が便利で豊かになった一方で、自然環境の破壊が進み、化石燃料などの資源が大量に消費されてきました。その結果として、環境問題は、地球温暖化の影響と見られる気候変動に伴う自然災害リスクの増大、世界的な海洋プラスチックごみ<sup>※P33</sup>問題など、ますます広い範囲で複雑化、多様化してきています。

本市は平成 22(2010)年 12 月に良好な環境を保全し創造するための基本的な考え方を示す「近江八幡市環境基本条例」を制定し、条例に基づき総合的かつ計画的に環境政策を進めるため、平成 24(2012)年度から令和 3(2021)年度の 10 年間を計画期間とする「近江八幡市環境基本計画」を策定しました。また、同計画に基づき環境政策を計画的に実施するため平成 24(2012)年に「第 1 次近江八幡市環境実施計画」、平成 29(2017)年には「第 2 次近江八幡市環境実施計画」を策定し、市、市民・市民団体・地域、事業者が協働して、様々な環境問題に取り組んできました。また、令和 3(2021)年 7 月 1 日には「近江八幡市気候非常事態宣言<sup>※P33</sup>」を行い、「2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す」ことを表明し、今後は既存の施策に加え、新たな施策も実施してまいります。

国の「第 5 次環境基本計画」では、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連し、複雑化してきているとし、SDGs<sup>※P34</sup>の考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決することが重要であるとしています。

こうした中で、『～自然との共生、歴史と文化を次世代につなぐ～ 近江八幡 持続可能な「水・緑・暮らし」』という目指すべき環境像をより計画的に実現するために、市、市民・市民団体・地域、事業者それぞれの役割と、ゼロカーボンシティ等共有する方針を掲げ、令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度の 5 年間を計画期間とする「第 3 次近江八幡市環境実施計画」を新たに策定しました。

# 近江八幡市環境実施計画

## 目 次

第 1 章	近江八幡市環境実施計画について	
1-1	計画内容について	1
第 2 章	実施施策	
2-1	実施施策	4
第 3 章	協働の取組	
3-1	協働の取組	10
3-2	各主体の役割	11
3-3	協働の取組内容	12
第 4 章	環境配慮指針	
4-1	環境配慮指針について	17
4-2	環境配慮のための日常生活での行動指針	18
4-3	環境配慮のための事業活動での行動指針	22
第 5 章	計画の進行管理	
5-1	推進体制	26
5-2	評価システム	28
参考資料		
	近江八幡市気候非常事態宣言	29
	第 3 次近江八幡市環境実施計画策定経過	30
	近江八幡市環境審議会委員名簿	31
	近江八幡市環境審議会 環境計画部会委員名簿	32
	用語の解説	33

# 第1章 近江八幡市環境実施計画について

## 1-1 計画内容について

### (1) 近江八幡市環境実施計画の位置づけ

近江八幡市環境実施計画（アクションプラン）は、近江八幡市環境基本計画（マスタープラン）に基づき、環境施策を計画的に実施するために策定するものです。

環境実施計画では、環境基本計画を受けて、市、市民・市民団体・地域、事業者が、環境に配慮する上での役割を積極的に果たしていくために、実施施策、協働の取組、環境配慮指針を定めています。

### (2) 構成

環境実施計画は、次の構成としています。

#### □ 実施施策

行政として進めていく環境関連の施策を、「実施施策」として整理します。

#### □ 協働の取組

市、市民・市民団体・地域、事業者の「協働」を通じて、取組を進めていきます。

#### □ 環境配慮指針

日常生活や事業活動の中で、環境への負荷を低減してくために、具体的にどのように行動していけば良いかという内容を「環境配慮指針」として定めます。

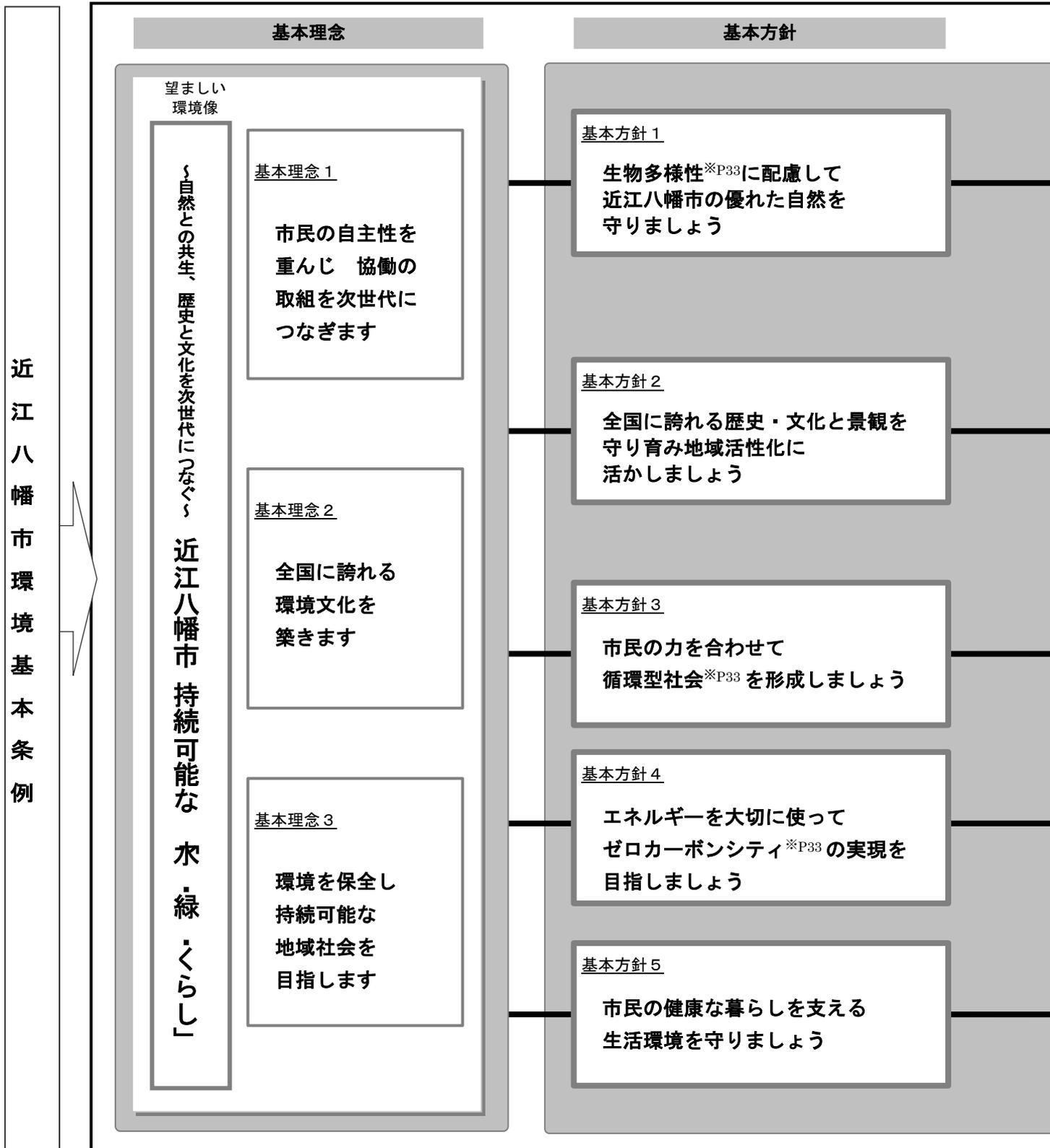
### (3) 計画期間

第2次環境実施計画は、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの5年間を対象期間として平成29(2017)年3月に策定しました。

本計画については第3次計画として、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて計画内容の検証、見直しを行っていくものとします。

環境基本計画の体系と環境実施計画の位置づけ

近江八幡市環境基本計画（マスタープラン）



## 環境実施計画（アクションプラン）

### 基本施策

#### 基本施策 1-1

##### 西の湖等における地域の生物多様性の保全

- 地域の生態系の保全・再生

#### 基本施策 1-2

##### 広大な農地や点在する里山等の 二次的な自然環境の保全・再生

- 身近な自然環境の保全・再生

#### 基本施策 2-1

##### 八幡堀や安土城跡・西の湖周辺等の 歴史的・文化的景観等の保全・再生

- 重要文化的景観・歴史的景観等の保全と  
身近な景観施策の推進

#### 基本施策 2-2

##### 近江八幡の水郷等の環境特性を活かした 地域活性化の推進

- 環境を活かした地域の活性化

#### 基本施策 3-1

##### 身近な取組から始める5R<sup>※P34</sup>の推進

- リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・  
リジェネレート（特にリデュース・リユースの  
2R）の推進

#### 基本施策 4-1

##### 温室効果ガス排出抑制への身近な取組の推進

- 二酸化炭素等の排出抑制対策の推進

#### 基本施策 5-1

##### 水・大気・土の保全

- 生活の基盤となる水と大気と土の保全

#### 基本施策 5-2

##### 生活環境の保全

- 騒音・振動・悪臭対策、廃棄物の適正処理、  
不法投棄対策、まちの美化等の推進

## 第1章 近江八幡市 環境実施計画について

位置づけ、構成、計画期間

## 第2章 実施施策

市として進めていく  
環境施策の整理

## 第3章 協働の取組

市、市民・市民団体・地域、事業  
者の協働を通じた取組  
人材育成

## 第4章 環境配慮指針

日常生活での行動、  
事業活動での行動、  
それぞれにおいて  
配慮すべき指針

## 第5章 進行管理

計画の推進体制、  
計画の進行管理

## 第2章 実施施策

### 2-1 実施施策

望ましい環境像『～自然との共生、歴史と文化を次世代につなぐ～ 近江八幡市 持続可能な「水・緑・暮らし」』を実現するために、市で進めていく実施施策および進捗管理項目について、以下に示します。

#### 基本方針 1

生物多様性に配慮して 近江八幡市の優れた自然を守りましょう

#### 基本施策 1-1 西の湖等における地域の生物多様性の保全

##### ■ 地域の生態系の保全・再生

本市の多様な動植物が生息・生育する生態系を保全・再生します。

##### 【 実施施策 】

- ◇ 西の湖周辺のヨシ群落保全等を通じた固有の自然環境と生物多様性の保全
- ◇ 外来生物（アライグマ等）やイノシシ等を対象とする野生鳥獣被害の対策
- ◇ 侵略的外来水生植物（オオバナミズキンバイ・ナガエツルノゲイトウ）、特定外来生物（オオキンケイギク）の繁殖を防ぐ取組
- ◇ 琵琶湖の自然環境を活かした、小学生等を対象とした環境学習の推進
- ◇ 西の湖におけるアオコ監視パトロールの実施

#### 基本施策 1-2 広大な農地や点在する里山等の二次的な自然環境の保全・再生

##### ■ 身近な自然環境の保全・再生

農地や森林・里山等、古くから人の手が入り続けることで守られてきた自然環境を保全・再生します。

##### 【 実施施策 】

- ◇ 水田を中心とする農地保全と遊休農地拡大の抑制
- ◇ 濁水防止や環境こだわり農産物<sup>\*P33</sup>の栽培等、環境保全型農業の推進
- ◇ 農家や地域住民等による農業用水路の維持管理等、農村環境の保全
- ◇ 地域の田んぼや学校農園等を活用した、食農教育<sup>\*P33</sup>の場・機会の創出
- ◇ 小学生を対象とした、森林環境を生かした体験学習の推進

～侵略的特定水生植物・特定外来生物（植物）の例～



オオバナミズキンバイ



ナガエツルノゲイトウ



オオキンケイギク

## 基本方針 2

全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み 地域活性化に活かしましよう

### 基本施策 2-1 八幡堀や安土城跡・西の湖周辺等の歴史的・文化的景観等の保全・再生

#### ■ 重要文化的景観<sup>※P33</sup>・歴史的景観等の保全と身近な景観施策の推進

人の活動と一体となって形成されてきた重要文化的景観や歴史的な景観、まちなみ等を保全し、あわせて近江八幡市らしい景観を保全・創出します。

#### 【 実施施策 】

- ◇ 近江八幡市の風景計画づくりに向けた取組の推進
- ◇ 重要文化的景観に選定されている「近江八幡の水郷」の保全
- ◇ 歴史的なまちなみ、ヴォーリズ建築<sup>※P33</sup>、伝統文化等の保全・継承
- ◇ 本市の歴史に対する認知と意識向上に向けた、市史編纂や啓発活動の推進
- ◇ 地域景観の保全に向けた違反広告への対応等、屋外広告物対策の推進
- ◇ 住民主導の景観保全として、県と連携を図った近隣景観形成の推進

### 基本施策 2-2 近江八幡の水郷等の環境特性を活かした地域活性化の推進

#### ■ 環境を活かした地域の活性化

本市の環境を活かして、地域社会や地域産業の活性化を図ります。

#### 【 実施施策 】

- ◇ 自然環境保全、景観づくり、空き町屋の再生に向けて、地域で取り組む活動団体等への支援
- ◇ 自治会との協働による児童遊園、都市公園等の維持管理の推進
- ◇ 小中学校での地域に根ざした環境問題に関連する環境学習の推進
- ◇ 水郷ブランド農産物<sup>※P33</sup>の認証等、本市の環境を活かした商工業の活性化の検討
- ◇ 地産地消の取組や農商工連携<sup>※P34</sup>、6次産業化<sup>※P34</sup>の推進
- ◇ 地元の農作物を通じた交流や学校給食、保育所での給食等を介した地産地消の取組推進
- ◇ 市民の環境意識の高揚を図るための啓発活動の推進
- ◇ 農業の担い手の育成推進

### 基本方針 3

## 市民の力を合わせて 循環型社会を形成しましょう

### 基本施策 3-1 身近な取組から始める 2Rの推進

#### ■ リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リジェネレイトの推進（特にリデュース・リユースの2R）

1 人ひとりの身近な取組を通じて、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）・Reuse（リユース：再使用）・Recycle（リサイクル：再生利用）に加えて、Refuse（リフューズ：過剰包装や不要物の受け取り拒否）、Regenerate（リジェネレイト：再生品の使用）を推進します。特に、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）と Reuse（リユース：再使用）の2Rに力を入れて取組を推進します。

#### 【 実施施策 】

- ◇ ごみの分別や資源化（集団回収等）の推進
- ◇ ごみ減量に向けた啓発の推進
- ◇ 「生ごみのひとしぼり運動」の推進
- ◇ 生ごみの堆肥化に取り組む市民等に対する支援
- ◇ 小中学校や保育所、幼稚園での活動を通じた、リサイクル活動の推進
- ◇ 市発注工事におけるリサイクル品（再生アスファルト等）利用の促進
- ◇ 環境エネルギーセンターの施設見学の実施
- ◇ 農業資材のリサイクルや廃農薬等の適正処理
- ◇ 市民、事業者に対する再生品の情報提供やPR等、グリーン購入<sup>※P33</sup>の推進
- ◇ リサイクルイベント等、各種イベントの開催

## 基本方針 4

エネルギーを大切に使うって ゼロカーボンシティの実現を目指しましょう

### 基本施策 4-1 温室効果ガス排出抑制への身近な取組の推進

#### ■ 二酸化炭素等の排出抑制対策の推進

エネルギー自給も視野に入れながら、限りあるエネルギーを大切に使うように心がけるライフスタイルへの転換を図ります。

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に向けて、国・県等とも連携を密にしながら、省エネルギー等の身近な取組や再生可能エネルギー導入への普及啓発及び実践を通じて、地球温暖化防止に貢献します。

#### 【 実施施策 】

- ◇ 市域における地球温暖化対策実行計画の推進
- ◇ 再生可能エネルギーの導入及び利用促進
- ◇ 市の施設における省エネルギー及び温室効果ガスの排出削減に関する計画の推進
- ◇ クールビズ<sup>※P33</sup>、ウォームビズ<sup>※P33</sup>等の省エネルギー活動の率先した取組
- ◇ 地球環境やエネルギーに関する環境学習をはじめ、緑のカーテン<sup>※P34</sup>づくりの推進
- ◇ 市民バスの運行
- ◇ 公共交通機関の利用促進
- ◇ 防犯灯のLED化の実施及び推進
- ◇ ZEB<sup>※P34</sup>化、ZEH<sup>※P34</sup>化の普及促進
- ◇ オンライン申請の利用促進
- ◇ グリーン購入の推進
- ◇ 雨水の再生利用

## 基本方針 5

### 市民の健康な暮らしを支える 水環境や生活環境を守りましょう

#### 基本施策 5-1 水・大気・土の保全

##### ■ 生活の基盤となる水・大気・土の保全

下水道や合併処理浄化槽<sup>※P33</sup>の整備・管理、家庭からの雑排水への対策、地下水の保全、大気汚染・土壌汚染の防止等を通じて、本市の特色である水環境を保全します。

##### 【 実施施策 】

- ◇ 水環境・大気環境・土壌環境の保全のため、県と連携を図った対応
- ◇ 生活排水対策として、公共下水道や合併処理浄化槽等の整備や適正な管理の促進
- ◇ 河川等の水質調査等を通じた、水質の汚染に対する監視
- ◇ 小学校での上下水道処理施設の見学や市民への啓発等、水の有効利用に向けた啓発の促進

#### 基本施策 5-2 生活環境の保全

##### ■ 騒音・振動・悪臭対策、廃棄物の適正処理、不法投棄対策、まちの美化等の推進

騒音・振動・悪臭問題、廃棄物の適正処理、不法投棄問題、まちの美化等への取組を通じて、身近な生活環境を保全します。

##### 【 実施施策 】

- ◇ 騒音・振動・悪臭等の公害問題への対応
- ◇ 廃棄物処理関連施設の適正管理の実施
- ◇ 散在性ごみ<sup>※P33</sup>やごみの不法投棄対策について、市民と連携した監視活動の実施
- ◇ 環境美化に対する各種イベントの啓発活動等の推進
- ◇ 良好な生活環境を確保するため、市民参加による環境美化活動や放置自転車対策等の推進
- ◇ 自治会やボランティアによる身近な河川敷での草刈りや水路清掃等、県と連携した活動の推進

## 《 近江八幡市環境実施計画 進捗管理項目 》

実施施策の進捗管理を行っていくための項目を、以下のように定めます。これらの項目は、計画の策定後も計画を評価する視点のひとつとして、継続的に把握してまいります。

### ■ 近江八幡市環境実施計画 進捗管理項目

環境基本計画 基本方針	進捗管理項目	H30年度実績	R元年度実績	R2年度実績
1 生物多様性に配慮して近江八幡市の優れた自然を守りましょう	イノシシ捕獲頭数	224頭	263頭	130頭
	アライグマ等外来獣捕獲頭数	89頭	97頭	113頭
	環境こだわり農産物取組面積	1,155ha	1,122ha	1,089ha
	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 共同活動取組面積・共同活動取組組織	3,723ha・61団体	3,709ha・3団体 (うち1団体は59組織からなる)	3,741ha・3団体 (うち1団体は59組織からなる)
	森林面積(民有地・市・県・国有地)	1,147ha・90ha・14ha・681ha	1,147ha 90ha 14ha 681ha	1,147ha・90ha・14ha・679ha
2 全国に誇る歴史・文化と景観を守り育み地域活性化に活かしましょ	協定締結地区数	18団体	18団体	18団体
	重要文化的景観選定面積	354ha	354ha	354ha
	重要伝統的建造物群保存地区	13.1ha	13.1ha	13.1ha
	公園緑地数(都市公園・児童公園)	22公園・219公園	22公園・220公園	22公園・221公園
	自然公園区域内の緑地の維持管理箇所数	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
	植樹本数(※緑の募金の還元事業による)	743本	649本	542本
	環境に関する活動をするNPO団体登録数	23団体	23団体	23団体
	水郷ブランド農産物作付面積	74.7ha	69.8ha	69.0ha
3 市民の力を合わせて循環型社会を形成しましょう	1人1日当たりのごみ総排出量	654g/人・日	657g/人・日	671g/人・日
	ごみの総排出量	27,716t	27,882t	27,953t
	集団回収による資源回収量	1,298t	1,207t	818t
	農業用廃プラ回収量	63.1t	50.6t	29.7t
	廃農業回収量	1,968kg	1,902kg	1,305kg
4 エネルギーを大切に使うってゼロカーボンシティの実現に貢献しましょう	市民バス利用人数	120,138人(12路線)	119,936人(12路線)	92,726人(12路線)
	市が所管する施設(市立総合医療センター除く)におけるCO2(二酸化炭素)排出量(参考)	3,447t	2,801t	2,851t
5 市民の健康な暮らしを支える生活環境を守りましょ	生活排水処理率	93.6%	94.1%	94.3%
	日野川河川環境基準達成率(BOD <sup>※P34</sup> )	環境基準達成	環境基準達成	環境基準達成
	微小粒子状物質(PM2.5 <sup>※P34</sup> )	環境基準達成	環境基準達成	環境基準達成
	浮遊粒子状物質(SPM <sup>※P34</sup> )	環境基準達成	環境基準達成	環境基準達成
	二酸化硫黄 <sup>※P33</sup> の濃度	環境基準達成	環境基準達成	環境基準達成
	光化学スモッグ <sup>※P33</sup> 注意報発令回数	0回	0回	0回
	二酸化窒素 <sup>※P33</sup> の濃度	環境基準達成	環境基準達成	環境基準達成
	河川愛護団体数	90団体	88団体	84団体
参考	近江八幡市の二酸化炭素排出量(推計値)	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績
		596 千t-CO2	554 千t-CO2	493 千t-CO2

※上記の実績については、環境報告書にて毎年HP等で公表してまいります。

#### ■ 環境基準について

BOD : A類型(日野川) 2mg/L以下  
 PM2.5 : 1年平均値 15 $\mu$ g/m<sup>3</sup>以下かつ1日平均値 35 $\mu$ g/m<sup>3</sup>以下  
 SPM : 1時間値の1日平均値が0.1mg/m<sup>3</sup>以下かつ1時間値が0.2mg/m<sup>3</sup>以下  
 二酸化硫黄 : 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下かつ1時間値が0.1ppm以下  
 二酸化窒素 : 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下

## 第3章 協働の取組

### 3-1 協働の取組

環境基本計画の各基本方針の下で、市、市民・市民団体・地域、事業者の『協働』によって進めるべき取組を下記のとおり定めます。

基本方針1 生物多様性に配慮して 近江八幡市の優れた自然を守りましょう

**身近な生き物との共生**

基本方針2 全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み 地域活性化に活かしましょう

**歴史・文化を活かしたまちづくり**

基本方針3 市民の力を合わせて 循環型社会を形成しましょう

**生ごみの堆肥化等のリサイクル推進**

基本方針4 エネルギーを大切に使う ゼロカーボンシティの実現に貢献しましょう

**再生可能エネルギーの導入・  
省エネルギーに向けた取組の推進**

基本方針5 市民の健康な暮らしを支える 生活環境を守りましょう

**まちの美化推進**

## 3-2 各主体の役割

### ■ 各主体の役割

市、市民・市民団体・地域、事業者は、今後ますます多様化する課題やニーズに対応することができる地域力と地域の絆を強化するため、知恵と力を合わせて協働のまちづくりを推進していくことが求められます。そのために、それぞれの主体が果たすべき役割と責任を明らかにし、相互に協力していく必要があります。また、各主体において人材育成に力を入れることが必要です。

### 《 市の役割 》

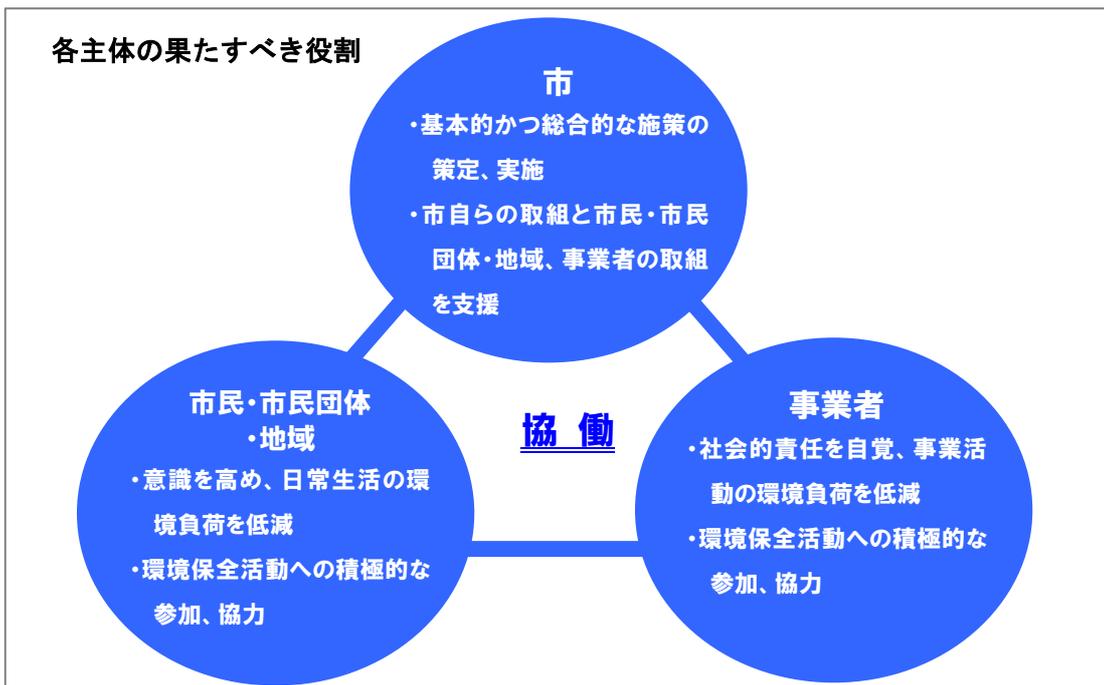
- 良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 市自ら良好な環境の保全及び創造に取り組むとともに、市民・市民団体・地域、事業者の良好な環境の保全及び創造への取組を支援するよう努めます。

### 《 市民・市民団体・地域の役割 》

- 市民・市民団体・地域は、良好な環境の保全及び創造に関する自らの意識を高め、日常生活により生ずる環境への負荷を低減する役割を自ら積極的に果たします。
- 市及び事業者が行う良好な環境の保全及び創造に関する取組に自ら積極的に参画し、協力するよう努めます。

### 《 事業者の役割 》

- 良好な環境の保全及び創造に関する自らの社会的責任を認識し、事業活動に伴い生ずる環境の保全上の支障を防止し、事業活動に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めます。
- 市及び市民・市民団体・地域が行う良好な環境の保全及び創造に関する取組に自ら積極的に参画し、協力するよう努めます。



### 3-3 協働の取組内容

#### 基本方針1 生物多様性に配慮して 近江八幡市の優れた自然を守りましょう

## 身近な生き物との共生

### ■ 基本的な考え方

琵琶湖や西の湖、市内の主要な河川等の身近な自然環境を対象として、ヨシ刈り、水質や生き物の調査、自然環境や動植物の保全活動、地域の子ども等を対象とした自然観察会の開催等、身近な自然や生き物とふれあう機会づくりを協働で進めます。

### ■ 取組内容

#### 《 市 》

市民・市民団体・地域、事業者の環境活動を広く紹介する等、それぞれの活動を活発にするための支援を行います。

#### — 主な活動 —

- ◇ 水辺での取組を、広報等に掲載して、広く紹介します。

#### 《 市民・市民団体・地域 》

琵琶湖や西の湖、市内の主要な河川等の水辺における、さまざまな活動を企画・実施する中心的な担い手となります。

#### — 主な活動 —

- ◇ 水辺で活動する市民・市民団体、自治会の集まる機会を設けます。
- ◇ 水質調査や生き物調査等、水辺環境を調査します。
- ◇ ヨシ刈り、自然観察会、生き物観察会等、自然に親しみ、理解を促す体験イベント等を企画・運営します。

#### 《 事業者 》

イベントへの協賛、専門的なアドバイス等を行います。

#### — 主な活動 —

- ◇ イベント・活動に協賛し、技術的なアドバイスを行います。
- ◇ 事業活動に伴う排水は適正処理する等、水質保全に努めます。

## 基本方針2 全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み 地域活性化に活かしましよう

### 歴史・文化を活かしたまちづくり

#### ■ 基本的な考え方

歴史と文化を活かした活力あるまちづくりを進めるため、楽しく歩いてまちの魅力を発見できる散策マップづくり、史跡や歴史のすばらしさを次世代に引き継ぐ取組等、本市の環境を活かしたまちづくりを協働で進めます。

#### ■ 取組内容

##### 《 市 》

市民・市民団体・地域、事業者の環境活動を広く紹介する等、それぞれの活動を活発にするための支援を行います。

##### — 主な活動 —

◇ イベントや地図の作成・配布等に協力します。

##### 《 市民・市民団体・地域 》

近江八幡市の歴史や文化等を歩いて楽しむイベント等を企画・実施する中心的な担い手となります。

##### — 主な活動 —

- ◇ まち歩きイベントを企画・運営します。
- ◇ 重要文化的景観や伝統的建造物群等にふさわしい、まちなみの保全・形成や地域の活性化に協力します。

##### 《 事業者 》

歴史的なまちなみに調和した景観づくりに協力します。

##### — 主な活動 —

- ◇ 伝統的建造物群保存地区※P33内等で、景観に配慮した営業活動等を行います。

### 基本方針3 市民の力を合わせて 循環型社会を形成しましょう

## 生ごみの堆肥化等のリサイクル推進

#### ■ 基本的な考え方

市民が取り組みやすい行動として、生ごみの堆肥化、米のとぎ汁の有効活用、環境にやさしい野菜づくり等、市民が主役となった循環型社会の形成に向けた行動を協働で進めます。

#### ■ 取組内容

##### 《 市 》

市民・市民団体・地域、事業者の環境活動を広く紹介する等、それぞれの活動を活発にするための支援を行います。

##### — 主な活動 —

- ◇ 市民・市民団体・地域や事業者に向けて、ごみ減量やリサイクルに関する情報提供や啓発活動を行います。
- ◇ 資源ごみの集団回収や生ごみの堆肥化等、ごみ減量に向けた活動を支援します。

##### 《 市民・市民団体・地域 》

日常生活でのごみ減量に心がけ、分別回収やごみを出さない暮らし方への転換を図ります。

##### — 主な活動 —

- ◇ ごみ分別を徹底し、資源ごみの集団回収に参加します。
- ◇ マイバッグ<sup>※P34</sup>を持参し、ごみの少ない詰め替え商品等の購入に努めます。
- ◇ 生ごみの堆肥化や米のとぎ汁を流さない活動に協力します。

##### 《 事業者 》

事業活動で排出するごみの減量、店舗でのレジ袋削減に向けた市民・市民団体の行動を支援します。

##### — 主な活動 —

- ◇ ごみの分別・リサイクルを行います。
- ◇ 過剰包装や使い捨て製品の販売を削減していきます。
- ◇ マイバッグ持参等を促進していきます。

## 基本方針4 エネルギーを大切に使う ゼロカーボンシティの実現に貢献しましょう

### 再生可能エネルギーの導入・ 省エネルギーに向けた取組の推進

#### ■ 基本的な考え方

地域におけるエネルギー問題に対する取組として、省エネルギーの促進、再生可能エネルギー※P33の普及等、地球温暖化防止に向けて、地道な活動を協働で進めます。

#### ■ 取組内容

##### 《 市 》

市民・市民団体・地域、事業者の環境活動を広く紹介する等、それぞれの活動を活発にするための支援を行います。

##### — 主な活動 —

- ◇ 市民・市民団体・地域や事業者に向けた、省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報提供や啓発活動を行います。
- ◇ 家庭・学校・地域等で取り組む活動を支援します。

##### 《 市民・市民団体・地域 》

家庭での再生可能エネルギーの導入や省エネルギー等に、積極的に取り組みます。

##### — 主な活動 —

- ◇ 省エネルギー製品の活用に努めます。
- ◇ 太陽光発電の導入等、再生可能エネルギーの活用に努めます。
- ◇ 学校等との連携や地域間連携を通じて、活動に取り組みます。
- ◇ 緑のカーテンの普及に取り組みます。
- ◇ 雨水の利用を促進します。

##### 《 事業者 》

事業活動に対する再生可能エネルギーの導入や省エネルギーに取り組み、市民・市民団体・地域の省エネルギー活動等も支援します。

##### — 主な活動 —

- ◇ 事業活動における省エネルギー活動に取り組みます。
- ◇ 省エネルギー製品、再生可能エネルギー製品等の販売に取り組みます。
- ◇ 環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組みます。

## 基本方針5 市民の健康な暮らしを支える 生活環境を守りましょう

### まちの美化推進

#### ■ 基本的な考え方

本市に暮らす住民、本市を訪れる観光客のいずれも、近江八幡市をより良いまちとして親しみやすい地域とするため、緑地や道路等の清掃、花や緑のあるまちづくり等、まちの美化活動を協働で進めます。

#### ■ 取組内容

##### 《 市 》

市民・市民団体・地域、事業者の環境活動を広く紹介する等、それぞれの活動を活発にするための支援を行います。

##### — 主な活動 —

- ◇ まちの美化、不法投棄の防止等に関する情報提供や啓発活動を行います。
- ◇ 家庭・学校・地域等で取り組む活動を支援します。

##### 《 市民・市民団体・地域 》

道路・公園・河川敷等の美化・清掃活動、花を増やす活動に積極的に取り組みます。

##### — 主な活動 —

- ◇ 道路・公園・河川等における美化・清掃活動に取り組みます。
- ◇ 観光客にも住民にも親しまれる花や樹木を育て、緑あふれるまちづくりの活動に取り組みます。
- ◇ 学校等との連携や地域間連携を通じて、活動に取り組みます。
- ◇ 湧水・井戸水の保全に取り組みます。

##### 《 事業者 》

市民・市民団体・地域が取り組む、まちの美化活動等を支援します。

##### — 主な活動 —

- ◇ 市民・市民団体・地域が取り組む美化活動等に協力します。

## 第4章 環境配慮指針

### 4-1 環境配慮指針について

#### ■ 環境配慮指針とは

環境配慮指針は、環境保全に対する意識を高めて、よりよい環境を保全・創出していくために配慮すべき事項を示したものです。市、市民・市民団体・地域、事業者が、それぞれ日常生活や事業活動において環境への負荷を低減する役割を積極的に果たしていくために定めるものです。

#### ■ 環境配慮指針の必要性

今日の環境問題の多くは、産業活動の効率性や生活の利便性を追求するあまり、表面化・顕在化してきたという側面があります。健全で快適な環境を保全し、次世代に引き継いでいくためには、私たちの事業活動、日常生活等の中で、環境に配慮した活動を定着させていくことが必要になります。

◇戸建て、4人世帯、普通自動車保有の家庭の場合



地球とサイフにやさしい家庭の暮らし：滋賀県HP  
([http://www.pref.shiga.lg.jp/d/new-energy/files/shouene\\_panph\\_v2.pdf](http://www.pref.shiga.lg.jp/d/new-energy/files/shouene_panph_v2.pdf))

## 4-2 環境配慮のための日常生活での行動指針

環境配慮のために、日常生活において心がける行動指針を以下に示します。

### ◆ 買い物をするとき ～環境のことを考えた「グリーン購入」を～

○ごみが出ない買い物の仕方をする。

- マイバッグや買い物かご等を持参する。
- ムダな包装は断る。
- 再利用できる容器に入った商品、詰め替え商品を選ぶ。
- 食品はできるだけバラ売りや量り売り商品を購入する。

○ムダのない買い物をする。

- メモをして買い物に出かける等、必要以上に買わない。
- レンタル用品を上手に利用する。

○環境にやさしい商品を選択する。

- エコマーク※P33、グリーンマーク※P33等、環境ラベル※P33のついた製品を選択する。
- 家電やガス機器等を買替える際は、省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゆうさん」(<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>)や滋賀県が実施している「うちエコ診断」を利用する等によって、省エネタイプの製品を選ぶ。
- 水郷ブランド農産物、環境こだわり農産物等、地元で採れた食材、旬の食材を選ぶ。

### ◆ ごみを出すとき

○ごみを減らす。

- 宴会等で開始後 15 分間または 30 分間と終了前 18 分間（15～20 分を目安）または 10 分間、出された料理を自席でしっかり食べる時間とし、食べ残しをなくす。（料理との一期一会（15・18）運動、30・10 運動）
- 修理できるものは修理をして長く使う。
- 不要になったものはフリーマーケット等に出し、必要としている人に使ってもらおう。
- ダイレクトメールの拒否、電子メールの活用、チラシの回覧、コピー用紙の裏面活用等により紙の使用を減らす。

○廃棄をする場合の再生利用を進める。

- 資源として再生利用できるよう、分別収集を徹底する。
- 冷蔵庫や洗濯機、テレビ、エアコン等の買い換えをするときは、家電リサイクル法等により販売店に引き渡す。

#### ◆ 調理をするとき

○食品ロス・生ごみの量を減らす。

- 食べ残しをせず、調理くず等の生ごみの量を減らす。
- 生ごみを排出する際は、しっかりと絞って水切りを行う。
- 生ごみはできる限り堆肥化して、肥料として活用する。

○調理機器を上手にかしこく利用する。

- 冷蔵庫は、詰め込み過ぎない、扉の開閉を少なくする、開けている時間を短くする等、効率的な利用をする。
- 調理の下ごしらえに電子レンジを活用したり、圧力鍋の活用で調理時間を短縮したりする等、調理機器を効率的に使用する。
- 食器洗いのお湯の温度設定はできるだけ低くするようにし、流しっぱなしにしない。また、食器洗い乾燥機を使う場合は、まとめて洗うようにする。

○水を汚さないようにする。

- 食器の汚れは古布や古紙、ゴムへら等で落としてから洗う。
- レモンや酢、重曹等を活用し、洗剤をできるだけ使わない工夫をする。
- 目の細かいストレーナーや水切り袋で細かいごみも取り除く。
- 食用油はできるだけ使い切り、残ったものは有効に利用し、流さない。
- 米のとぎ汁、牛乳パックの洗い水等は植木、花壇、畑等にまく。

#### ◆ 風呂、洗面所、トイレを使うとき

○風呂、洗面所では、

- 水（湯）を入れすぎたり、流しっぱなしにしない。
- 間隔をおかずに続けて入浴するようにし、追い炊きをしないようにする。
- 洗面では必要以上にお湯を使わず、出来るだけ水ですませる。

○トイレでは、

- 温水洗浄便座（暖房便座）を導入する時は省エネルギー型の製品を選ぶとともに、使用しないときはふたを閉め、季節に合わせて温度調整する。また長時間使用しないときは電源をオフにする。

#### ◆ 洗濯するとき

- まとめ洗い等により節水する。
- 衣類乾燥機の利用はできるだけ控え、天気の良い日には洗濯物を外に干す。

#### ◆ 居室（居間・寝室等）にいるとき

○家電製品（冷暖房機器等）を適切に使う。

- 冷暖房温度を適正に調整する（冷房 28℃、暖房 20℃を目安）。
- 着るもので調節する。クールビズ・ウォームビズで、空調の利用を控える。

○住宅の省エネルギーや再生可能エネルギーの利用

- 多層ガラス、窓用断熱シートや厚手カーテン等を活用し、断熱性を高める。
- 再生可能エネルギーを有効に利用する。
- 庭やベランダ等を緑化する。
- 木造住宅を建築する場合は、県産木材を積極的に利用する。
- 住宅の新築や改築時に省エネルギー性能の向上に努める。
- 雨水をできるだけ生活水として利用する。

◆ 移動するとき

○環境にやさしい移動方法を選ぶ。

- 自家用車の利用をできるだけ控え、公共交通機関を利用する。
- 近くの移動では、できるだけ自転車利用や徒歩にする。

○自動車を使用するとき

- エコドライブ（アイドリングストップ、ふんわりスタート等）を励行する。
- 無駄な荷物は積まない。
- カーシェアリングや乗り合いを進める。
- ハイブリッドカーや電気自動車等の環境負荷の低い車を選択する。

◆ 外出するとき（レジャー等）

- マイボトル、マイ箸を持ち歩く等、できるだけ環境への負担が少ない方法で楽しむ。

◆ 庭の手入れや家庭菜園等

- 雑草は早期に抜き取り、除草剤をなるべく使用しないようにする。
- 農薬や肥料は適正に使用する。

◆ 琵琶湖や西の湖、市内の河川との関わりについて

○琵琶湖や西の湖、市内の河川に親しむ。

- 琵琶湖の恵みを生かした湖魚料理を味わう。
- 琵琶湖や西の湖、市内の河川に出かけ、憩い、水に触れたり、遊んだりする機会を増やす。
- 「琵琶湖ルール（プレジャーボートの航行規制、従来型2サイクルエンジンの使用禁止、ブルーギル・ブラックバス等外来魚のリリース禁止等）」を守る。

○琵琶湖や西の湖、市内の河川に関わるボランティアや環境保全活動へ積極的に参加する。

- ごみ拾い、清掃活動に参加する。
- ヨシ刈り活動等に参加する。
- 侵略的外来水生植物（オオバナミズキンバイ・ナガエツルノゲイトウ）の駆除活動に参加する。

◆ 環境保全活動について

○地域や NPO 等の主催する環境保全活動へ積極的に自らが参加するとともに、実践活動の輪が広がるよう呼びかける。

- 環境講座等の環境学習に参加する。
- 清掃活動等の地域環境保全活動に参加する。
- リサイクルイベント等、各種イベントの開催
- みどりづくりや森林の保全活動に参加する。
- 里山や河川等、身近な自然を大切にする活動に参加する。

◆ その他

- 宅配便は、受け取る日時を指定するなど、再配達とならないようにする。

### 4-3 環境配慮のための事業活動での行動指針

環境配慮のために、事業活動において心がける行動指針を以下に示します。

#### 〈 全ての事業活動に共通する行動 〉

##### ◆ 環境への心づかいを進めるためのしくみづくり

- PDCA サイクル〔Plan（プラン：計画）Do（ドゥ：実行）Check（チェック：点検・評価）Action（アクション：見直し）〕によって活動を継続的・効率的に改善していく環境マネジメントの取組を導入し、組織的・体系的に取り組む。
- 環境保全に関する取組を「環境報告書」や「CSR 報告書<sup>\*P34</sup>」等に取りまとめ、地域住民へ公開、提供する。
- 環境に配慮した製品の生産、流通および購入（グリーン購入）を進める。
- 環境保全への投資の拡充、技術開発、環境保全事業活動への取組を進める。
- 環境関連技術における国際協力等を進める等、海外での事業活動に際して環境への配慮をする。
- 景観に配慮し、周辺環境との調和や敷地内の緑化を図る。
- 土壌や草地の保全に配慮し、非舗装化あるいは透水性舗装を進める等により、雨水の浸透を図る。
- 看板・広告塔の設置等は、周辺の景観と調和するよう十分配慮する。
- 事業所周辺や敷地内における生物多様性の保全に配慮する。

##### ◆ 環境への心づかいを進めるための人材育成

- 環境教育、環境学習を実施し、環境に対する社員や従事者の自覚や意識を高めるとともに、社員や従事者が行う環境保全活動を支援する。
- 経営層自ら環境への意識を高め、環境保全活動を推進する体制整備を行う。
- 地域との情報交換や交流に努め、「びわ湖の日」の行事、緑化活動やまちづくり活動への参加、環境学習会の実施支援等、地域と連携、協働して環境保全の取組を進める。

##### ◆ 地球温暖化防止への心づかい

- エネルギーの高効率利用や再生可能エネルギーの活用に努める。
- 木材・農産物等の地産地消を推進する。
- 夏はクールビズ、冬はウォームビズに努める。
- 施設の照明の LED 化
- ZEB の推進

##### ◆ 省資源への心づかい

- 製品の原料調達、生産、輸送、消費、廃棄等の各段階での環境負荷を低減する。
- 生ごみ等の堆肥化とその利用や、古紙や包装容器のリサイクルに努める等、廃棄物の 5 R〔Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再生利用）、Refuse（リフューズ：過剰包装や不要物の受け取り拒否）、Regenerate（リジェネレート：再生品の使用）〕を進める。特に、Reduce、Reuse の 2 R に力を入れる。

## 〈 業種別の行動 〉

### ◆ 農林水産業

- 直売所や県内市場等と協力・連携し、地産地消を進める。

#### (農業)

- 水郷ブランド農産物、環境こだわり農産物の栽培に努める
- 化学合成農薬や化学肥料の使用量をできるだけ少なくするとともに、適正な使用に努める。
- 濁水の流出防止等、農業排水の適正管理に努める。
- 家畜ふん尿等の有機性資源の循環利用を図るとともに、悪臭の発生を防ぐための施設管理に努める。
- 農業集落排水処理施設で発生した汚泥や家庭からの生ごみを堆肥化し、農地に還元することで、有機性資源の循環に努める。
- 農業用の使用済みプラスチックについて、適正処理とリサイクルに努める。

#### (林業)

- 間伐を中心とした森林整備を推進し、生物多様性や水源かん養等、多面的な機能が発揮される森林づくりを進める。
- 林道等生産基盤の整備については、自然環境の保全や景観へ十分配慮する。
- 森林病虫害防除のための農薬については、森林および周辺地域の生態系への影響を考慮して使用するとともに、使用料の低減を図る。
- 木材の伐採、搬出に当たっては、林地の保全や森林の更新等に配慮した施業に努める。
- 県産木材や間伐材等を利用した製品等の普及に努める。

#### (水産業)

- 外来魚（ブラックバス、ブルーギル等）の駆除を行い、在来種を中心とした生態系の回復に努める。
- ごみ清掃等を通じて漁場環境の保全に努める。
- 在来魚貝類の種苗放流や産卵繁殖場の保全、さらには資源管理等による水産資源の維持回復を図る。
- 養殖池では食べ残しが出ないように適切な給餌を行い、外部に放流する排水の水質汚濁防止に努める。

#### ◆ 製造業

- 製造工程全般での省エネルギーに努める。
- 省資源、長寿命化、また廃棄時を考慮した素材利用等、環境に配慮した製品設計を進める。
- 製品の廃棄時における自主回収、再生ルートの整備に努める。
- PRTR 法<sup>\*P34</sup>等の規制対象物質の使用削減および環境中への排出削減に努め、水質汚濁・大気汚染・悪臭等の公害を防止する。
- 化学物質の取扱いについては、責任者を配置し、総合的な安全管理を推進する。
- 製品に、その構成成分や適正なりサイクル・廃棄方法を明示するよう努める。
- 過剰な地下水の汲み上げを避ける等、地下水利用の抑制に努める。

#### ◆ 建設業

- 工事による濁水、騒音・振動・粉じん・排気ガス等により、周辺に悪影響を与えないような対策を図る。
- 建設リサイクル法に基づき、建設系廃棄物の減量及び再資源化を図る。
- 低騒音・低振動型建設機械や低燃費型建設機械の導入を図る。

#### ◆ 運輸・交通業

- 運輸・交通全般での省エネルギーに努める。
- ハイブリットカー・電気自動車等、環境負荷の低い車両の導入を促進する。

#### ◆ 販売業（卸・小売業等）

- 環境負荷の少ない商品やリサイクル製品の販売普及に努め、販売者自身のごみだけでなく、消費者がごみを作らない販売方法（ばら売り・量り売り）を心がける。
- 買い物袋の持参を促すとともに、過剰な包装を避ける。
- 製造業者・運送業者と連携し、梱包材の削減・再利用に努めるとともに、計画的な発送・輸送を行う。
- 食品トレイや牛乳パック等、販売した製品の容器は、可能な限り店頭回収を実施し資源化を行う。
- チラシ・パンフレットの過剰な発行を控えるとともに、再生紙を利用する。
- 照明や空調の適正化、省エネルギー機器の導入等、店舗の省エネルギー化を図る。
- 自動販売機の過剰な設置を控えるとともに、設置する場合は省エネルギー型を選ぶ。
- 水郷ブランド農産物、環境こだわり農産物等、地元の農産物を積極的に取り扱う。
- 商品に関する環境情報の表示等、消費者への情報提供を行う。
- 動植物の輸入、販売に当たっては貴重な生物の保護と在来種の保護に留意する。
- 環境にやさしい商店街づくりのための施設整備に努める。

◆ **飲食・宿泊業**

- 調理くず、食品残さを減らす工夫をし、堆肥化によるリサイクル等に努める。
- 洗剤の使用量の適正化に努めるとともに、排水に調理くず等を流さない。
- 廃食油の回収を徹底するとともに、資源化（石けん等）に努める。
- 水郷ブランド農産物、環境こだわり農産物等、地元農産物を積極的に取り扱う。

◆ **観光・レジャー関連業**

- 環境に配慮しつつ、自然を活かし、ふれあえるような観光を促進する。
- 身近な自然や生活文化を活用した観光の展開に努める。
- 公共交通機関や自転車を利用した観光の促進を図る。
- パンフレット・ポスターについては、再生紙を利用する。

◆ **その他の業種（サービス業等）**

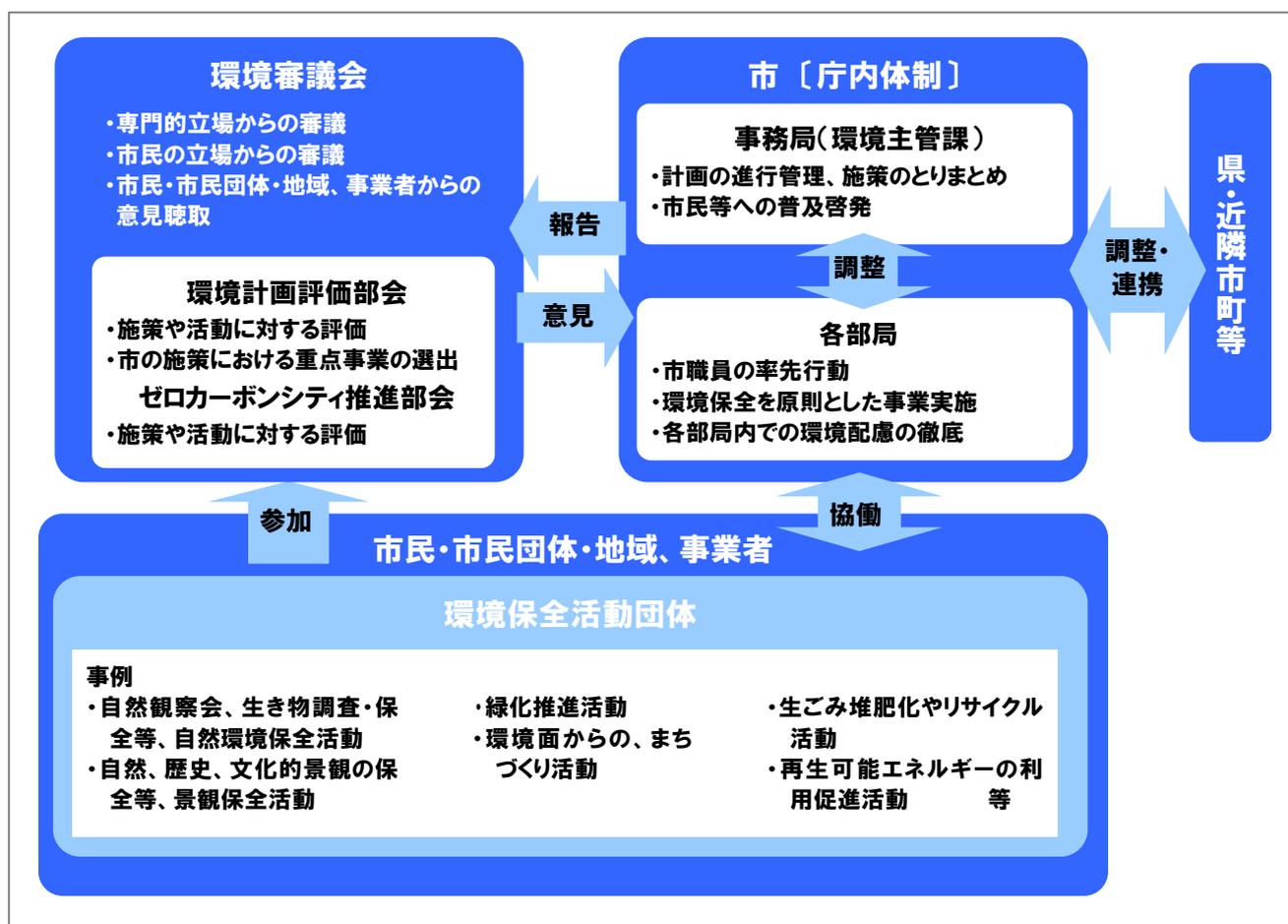
- 上記の各業種別配慮を参照しつつ、環境保全への自主的、積極的な取組を進める。
- グリーン購入を推進し、その使用拡大を図る。

## 第5章 計画の進行管理

### 5-1 推進体制

環境実施計画の推進に当たっては、市、市民・市民団体・地域、事業者それぞれによる主体的な活動を促進しながら連携を図り、協働によって取り組んでいきます。

また、環境実施計画に関連する施策については、環境審議会及び環境計画評価部会における評価・検証・審議を通じて、県・近隣市町等とも調整・連携し、環境基本計画との整合を図りながら、進行管理を図っていきます。



環境実施計画の推進体制

## ■ 組織体制

次の組織を設置し、計画の実効性を高めていくこととします。

### [ 環境審議会 ]

「環境審議会」は、計画を推進していくための取組や仕掛けを検討する組織です。学識経験者、環境保全に関して識見を有する市民等で組織する「環境審議会」において、社会情勢等も踏まえた幅広い観点より、環境実施計画の内容について審議を行うこととします。

### [ 環境計画評価部会 ]

環境審議会に「環境計画評価部会」を置き、環境基本計画に基づく環境実施計画の進捗等について評価を行うこととします。

### [ (仮称) ゼロカーボンシティ推進部会 ]

環境審議会に「(仮称) ゼロカーボンシティ推進部会」を置き、地球温暖化対策実行計画の進捗等について評価を行うこととします。

### [ 庁内体制・事務局 ]

市の環境主管課に環境審議会及び環境計画評価部会の事務局を置き、庁内関係各課との連絡調整等を行い、環境実施計画の進行管理や評価について、企画調整を行います。

## ■ 協働による実践活動

市民や市民団体・地域等の活発な取組効果を最大限に発揮し、地域に暮らす市民、事業者が、地域の環境を保全していく体制づくりを進めていきます。

そのため市は、環境保全に関連する各種団体間の連携を図る仕組みづくりや、各種活動の間での情報共有と活動改善に向けたサポート等、市民・市民団体・地域、事業者との『協働』による実践的な活動を重視して、計画を推進していきます。

## 5-2 評価システム

環境実施計画に基づく取組について、次の方法で報告・評価を行います。

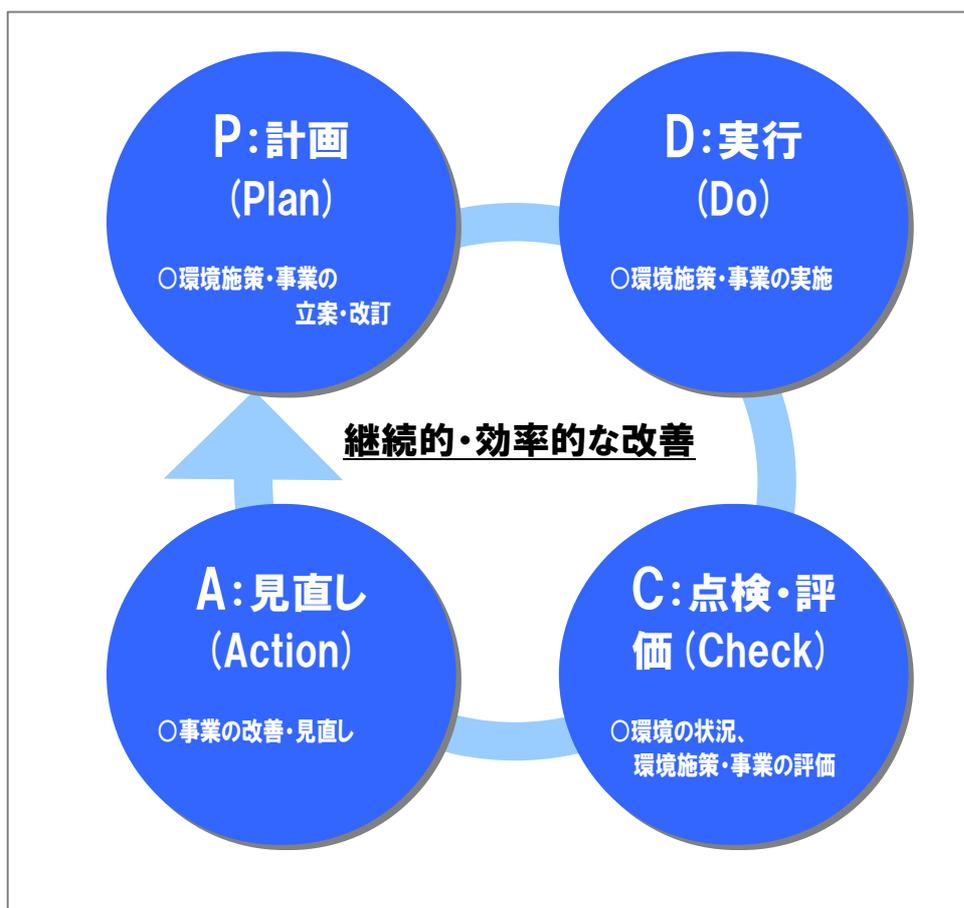
### [ 環境報告 ]

計画を効果的に進めていくため、計画策定後の環境の状況の変化や、実施した取組の効果を把握し、点検・評価を行い、新たな課題に対応していくことが求められます。

そこで、「環境計画評価部会」が中心となり、「近江八幡市環境報告書」の作成を進め、報告書に基づいて、以降の取組について検討を行います。

### [ 継続的・効率的な改善 ]

環境主管課をはじめとする関係各課において、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルの考え方をを用いて、Plan（プラン：計画）Do（ドゥ：実行）Check（チェック：点検・評価）Action（アクション：見直し）という手順を踏みながら点検を行うことで、取組内容および評価手法を継続的・効率的に改善していきます。



PDCAサイクルによる継続的・効率的な改善

## 参考資料

### 近江八幡市気候非常事態宣言

地球温暖化の影響とみられる記録的な猛暑や局地的な集中豪雨による洪水などが、国内のみならず、世界各地で毎年のように発生しています。深刻な被害をもたらしている近年の状況から、地球温暖化は、気候変動の域を超えて危機的ともいえる状況に直面していると考えられます。

2015年に採択された「パリ協定<sup>※P34</sup>」では、世界の平均気温上昇を1.5℃までに抑えることが目標として掲げられ、この目標を達成するためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが求められています。

本市は、西の湖やその周辺の水郷地帯などのほか、平野部には豊かな農地が広がり、周囲の山々とともに里山景観を形成するなど、非常に豊かな自然環境に恵まれています。

安心して豊かに暮らすことのできる環境を後世に継承し、SDGsの目指す持続可能な社会の実現のため、現在の気候変動が地球規模で危機的状況であることを認識するとともに、今を生きる我々市民、事業者及び行政が一体となって環境に対する意識を高め、一人一人が積極的かつ継続的に行動することが必要です。

このようなことから、本市は、ここに、気候非常事態を宣言し、私たちが環境の一部として健全な関係を築くことのできる経済・社会活動を推進するとともに、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指します。

令和3年7月1日

近江八幡市長 小西 理

### 第3次近江八幡市環境実施計画改定経過

年 月 日	近江八幡市環境審議会 (主な検討事項)	近江八幡市環境審議会 環境計画評価部会 (主な検討事項)
令和3年 9月6日	第1回審議会 ・事務事業評価	
令和3年 12月2日	第2回審議会 ・事務事業評価 ・第3次計画の方向性	
令和3年 12月23日		第1回部会 ・第3次計画(素案)
令和4年 1月13日		第2回部会 ・第3次計画(案)まとめ
令和4年 1月25日	第3回審議会 ・第3次計画(案)まとめ	
令和4年2月1日 ～ 2月22日	第3次計画(案)パブリックコメントの実施	
令和4年 3月22日	第3回審議会 ・第3次計画(案)確認	

## 近江八幡市環境審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏名	役職等
会長	香川 雄一	滋賀県立大学環境科学部教授
副会長	平山 奈央子	滋賀県立大学環境科学部 環境政策・計画学科 講師
	松下 京平	滋賀大学経済学部社会システム学科 教授
	来田 博美	滋賀県地球温暖化防止活動推進センター キャリアアドバイザー
	楊 平	滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員
	川橋 袖子	近江八幡市緑の少年団団長
	吉田 栄治	近江八幡市水と緑の環境ネットワーク事務局長
	中川 次代	オーガニックステーションEM安土代表

近江八幡市環境審議会 環境計画評価部会委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏 名	役職等
部会長	平山 奈央子	滋賀県立大学環境科学部 環境政策・計画学科 講師
	来田 博美	滋賀県地球温暖化防止活動推進センター キャリアアドバイザー
	川橋 袖子	近江八幡市緑の少年団団長
	吉田 栄治	近江八幡市水と緑の環境ネットワーク事務局長

## 用語の解説

### 〔 ヴォーリス建築 〕

明治時代に英語教師として来幡したウィリアム・メレル・ヴォーリスが設計した建築物のこと。

### 〔 ウォームビズ 〕

平成 17 年度から環境省が冬の地球温暖化対策の一環で推進している、暖房時の室温 20℃設定で心地良く過ごすことのできるライフスタイルのこと。

### 〔 エコマーク 〕

環境ラベル制度の 1 つで、環境保全に資する商品を認定し、表示する目印のこと。

### 〔 合併処理浄化槽 〕

し尿と生活雑排水を併せて、微生物等の働きにより処理する装置のこと。

### 〔 海洋プラスチックごみ 〕

普段の生活や経済活動から海に流れ着いたり、直接海や川に捨てられたりして、最終的に海洋を覆うプラスチックごみのこと。

### 〔 環境こだわり農産物 〕

農薬や化学肥料の利用量を 5 割以下に削減し、琵琶湖等の自然環境にやさしい栽培方法で作られた農産物として滋賀県知事により認証されたもの。

### 〔 環境ラベル 〕

製品やサービスの環境側面について、製品や包装ラベル等に記載された文言やシンボル等を通じて、購入者に伝達するためのもの。

### 〔 気候非常事態宣言 〕

国や自治体等が近年の気候変動の影響と考えられる気候異常について危機の表明を行うこと。

### 〔 グリーン購入 〕

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

### 〔 グリーンマーク 〕

環境ラベル制度の 1 つで、原料に古紙を規定の割合以上利用していることを表示する目印のこと。

### 〔 クールビズ 〕

平成 17 年度から、環境省が夏の地球温暖化対策の一環で推進している、冷房時の室温を 28℃でも快適に過ごすことのできるライフスタイルのこと。

### 〔 光化学スモッグ 〕

工場や自動車の排気ガス等に含まれる窒素酸化物や炭化水素が、紫外線と反応することで起こる光化学反応により、有害な光化学オキシダントやエアロゾルが生成され、空中に滞留しスモッグ状になること。

### 〔 再生可能エネルギー 〕

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称のこと。具体的には太陽光や、水力、風力、バイオマス等のエネルギーを指す。

### 〔 散在性ごみ 〕

空き缶・空き瓶や、たばこの吸い殻等のポイ捨て等により散乱したごみのこと。

### 〔 重要文化的景観 〕

人間と自然との相互作用によって生み出された文化的景観のうち、特に重要なものとして文化財保護法第 134 条第 1 項の規定に基づき国が選定した景観のこと。

### 〔 循環型社会 〕

ライフスタイルや経済活動の見直しにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された持続可能な社会のこと。

### 〔 食農教育 〕

生きるための基本となる「食」と、それを支える「農(業)」について、学び、体験すること。

### 〔 水郷ブランド農産物 〕

琵琶湖と水郷の水環境に配慮した安全性の高い農産物づくりを目指し、近江八幡市独自の基準項目をクリアした農産物のこと。

### 〔 生物多様性 〕

地球上の生きものたちがバラエティに富むことで、複雑で多様な生態系を構築するために必要なこと。

### 〔 ゼロカーボンシティ 〕

2050 年に CO2 (二酸化炭素) 排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが公表した地方自治体のこと。

### 〔 伝統的建造物群保存地区 〕

市町村が周囲の環境と一体となり歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの、及びこれと一体となりその価値を形成している環境を保全するため、文化財保護法の規定により定められた地区のこと。

### 〔 二酸化硫黄 〕

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体のこと。主要な大気汚染物質の 1 つとして、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質である。

### 〔 二酸化窒素 〕

窒素の酸化物の 1 種で、光化学オキシダントの原因物質である。硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因物質でもある。

[ 農商工連携 ]

農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと。

[ パリ協定 ]

2020年以降の気候変動問題に関する、国際的な枠組みのこと。温室効果ガスの削減に関する国際的取り決めが協議された。

[ マイバッグ ]

商品を購入する際等に、レジ袋の替わりとして、自身で持参する袋等のこと。

[ 緑のカーテン ]

つる性の植物（ゴーヤ、ヘチマ等）による壁面緑化のこと。夏の強い日差しをやわらげ、葉の蒸散作用による周辺温度の低下により、室温の上昇を抑える効果がある。

[ BOD ]

生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物等の量を、酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表した。一般的な水質指標の1つとして、河川における環境基準や事業所等からの排水基準の項目として設定されている。

[ CSR 報告書 ]

環境報告書の1つであり、環境を事業者が果たすべき社会的責任としてとらえ、社会貢献活動や法令順守に関する情報と一緒にとりまとめられた報告書のこと

[ PM2.5 ]

大気中に浮遊している粒子状物質の内、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のこと。呼吸器の奥深くまで入りやすく、健康への影響が懸念されている。

[ PRTR 法 ]

有害性のある化学物質の環境への排出量を把握することにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な管理方法の改善を促し、化学物質による環境への悪影響を未然に防止することを目的として1999年に交付された法律のこと。

[ SDGs ]

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。SDGsは2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟国が2016年から2030年の15年間で達成するために目標を掲げた。

[ SPM ]

代表的な大気汚染物質の1つで、大気中に浮遊している $10\mu\text{m}$ 以下の浮遊粒子状物質のこと。

[ ZEB ]

（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと

[ ZEH ]

（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略で、外、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した住宅のこと

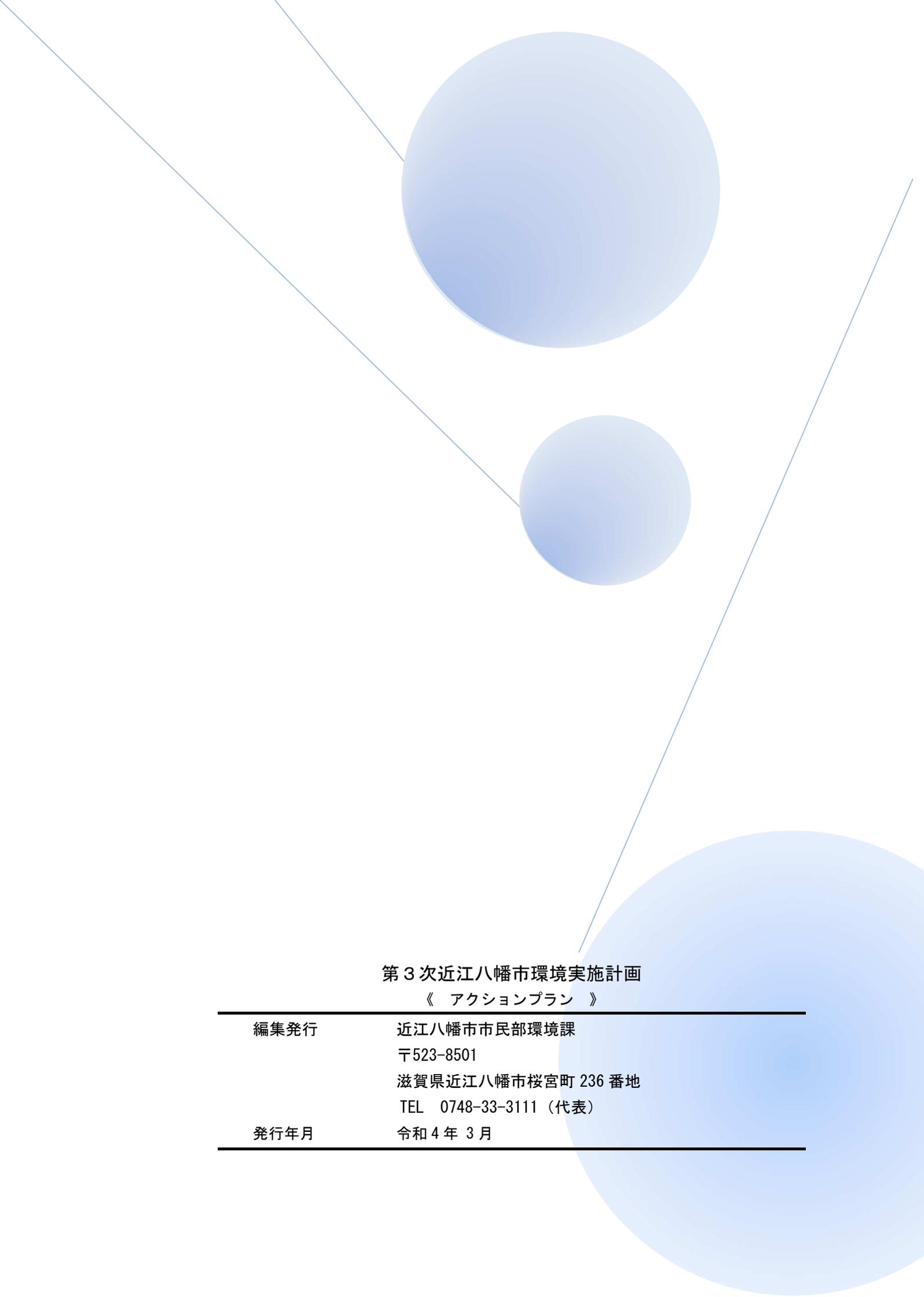
[ 5R ]

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）・Reuse（リユース：再使用）・Recycle（リサイクル：再生利用）の3Rに加えて、Refuse（リフューズ：過剰包装や不要物の受け取り拒否）、Regenerate（リジェネレート：再生品の使用）を含めたもの。

[ 6次産業化 ]

1次産業（農林漁業）の従事者による2次産業（製造・加工）や3次産業（卸・小売り・観光）への取組により、新たな付加価値の創造や農林漁業の発展と農山漁村の活性化につながる取組のこと。





第3次近江八幡市環境実施計画  
《 アクションプラン 》

---

編集発行

近江八幡市市民部環境課  
〒523-8501  
滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地  
TEL 0748-33-3111 (代表)

発行年月

令和4年3月

---